

広島市告示第413号

令和8年9月14日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課、佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

記

縦覧日及び縦覧時間

広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除き毎日午前8時30分から午後5時まで